

静岡県告示第669号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、藤枝市において平成21年12月11日付け県公報第2150号告示第955号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、指定を解除する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

下藪田山崎土砂災害警戒区域 下藪田山崎土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第670号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、藤枝市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

下藪田山崎土砂災害警戒区域 下藪田山崎土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県島田土木事務所及び藤枝市役所河川課に備え置いて縦覧に供する。）